

岩沼市立中学校「部活動の在り方に関する方針」

及び

「部活動指導の手引き」

第2版

令和6年1月

岩沼市教育委員会

# 岩沼市立中学校「部活動の在り方に関する方針」

## 1 部活動の方針および策定の趣旨

部活動は、中学校及び高等学校の学習指導要領において、「特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や 責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」とされており、異年齢集団との交流の中で、良好な人間関係の構築や活動を通して自己肯定感を高めるなどの教育的意義の高い活動である。

一方で、部活動における行きすぎた指導や指導の過熱化、教職員の多忙化が課題となっており、実施にあたっては、本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう配慮することが必要である。

そこで、平成30年3月に岩沼市小中学校働き方推進委員会が作成した「部活動に関する方針」及び「部活動指導の手引き」を基に、最新のスポーツ庁や文化庁及び宮城県において作成されたガイドライン等を踏まえ今回の改訂を行った。

本方針を踏まえ、部活動の充実と効率化を図り、生徒のバランスのとれた健全な成長及び教職員のワーク・ライフ・バランスにつながるよう取り組むこととしている。

これらの趣旨を踏まえ、学校ごとに「部活動に係る方針」を策定し、地域や保護者に周知し適切に運用するよう努めることとする。また、岩沼市における「部活動の地域移行」に積極的に取り組んでいくとともに、本方針について隨時見直しを図りながら運用していくこととする。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 学校部活動に関する方針の策定等

#### ① 各校における「部活動の方針」の策定

校長は、岩沼市教育委員会の方針に則り、毎年度、部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「部活動に係る方針」を策定し、教育計画に位置づけるとともに、学校のホームページへの掲載等により広く公表する。

#### ② 各部活動の「活動計画」の作成

ア 校長は、学校の「部活動に係る方針」を基に、各部活動の年間の計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成する。その際、適度な活動量となるよう適切な休養日を設定する。

イ 顧問は、毎月の活動計画を立て、活動実績（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を校長に報告する。

ウ 活動計画の作成に当たっては、岩沼市における「部活動の地域移行」や生徒が参加する地域クラブ活動の活動状況も踏まえ、関係団体との連携を図る。

### (2) 指導・運営に係る体制について

#### ○ 指導体制の構築

ア 校長は、教職員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管

理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

- イ 校長は、生徒や教職員数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、活動内容の充実、生徒の安全確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するよう努める。
- ウ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や本人の事情、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意し、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、過度な負担とならないよう持続可能な運営体制が維持できるよう適宜、指導・是正を行う。
- オ 休日の部活動の実施については、市生涯学習課で作成した計画に基づき、段階的に地域移行を進めていく。
- カ 岩沼市教育委員会は、各学校の実態等を踏まえ、部活動支援事業の充実や部活動指導員を積極的に任用し学校に配置する。

### 3 効率的・効果的な活動の推進

#### ○ 適切な指導の実施

- ア 校長、顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）の徹底を図る。また、指導場面において、不適切な指導や体罰・ハラスメント等がないよう適切な指導に留意する。訴え等があった場合は、速やかに管理職に報告し、適切に対応する。
- イ 顧問、部活動指導員及び外部指導者は、活動に当たって、生徒のバランスのとれた健全な成長や発達の個人差、成長期における心と体に十分配慮し、過度な内容や時間になることのないよう効率的・効果的な練習や活動に努めるとともに、適切な休養をとることとする。

### 4 適切な休養日及び活動時間等の基準（ガイドライン）

#### ○ 基本的な考え方

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習・部活動などの学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとする。

部活動の休養日等については、概ね以下のとおりとする。

- ① 年間を通して、平日においては、週当たり2日以上の休養日を設ける。土曜日及び日曜日（以下「休日」）は少なくとも1日以上を休養日とする。休日地域クラブ活動に移行している競技・種目は各団体での活動を優先し、学校部活動は原則行わない。ただし、校長の許可を得て、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

また、大会等の少ない期間（オフシーズン「競技・種目による」）については、原則休日の活動は行わない。ただし、大会等のある場合は、校長の許可を得て、保護者承諾の上実施する。

- ② 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間以内、16:45までとする。学校の休業日（学期中の週末を含む）は、午前または午後3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ③ 朝練習は原則行わない。大会やコンクール等の当日など特別な事情がある場合は、校長の許可を得て、保護者の承諾を得る。
- ④ 長期休業中は、生徒の休養と部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、まとまった休養日を設定する。（概ね、土・日を除く休業期間日数の半分程度を活動日とする）
- ⑤ 中学校総合体育大会や東北大会・全国大会、各種コンクールなど大会に向けての活動強化期間を設ける場合は、校長の許可を得て、保護者の承諾の上実施する。  
(期間は概ね1ヶ月程度前から、1日30分～45分程度の活動延長を認めるが、活動日・時間を増やした場合は、その分、別日に休養日等を設定する。)  
強化期間の設定については、生徒の疲労等を踏まえ、適切に設定する。また、参加する大会等の精選を行い、強化期間が恒常的にならないようにする。
- ⑥ 活動日及び休養日については、学校行事やテスト前後の一定期間等、週間、月間、年間を通して調整する。活動日の設定については、概ね、年間を通して、105日程度とする。

## 5 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

岩沼市教育委員会及び校長は、教職員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日付け30文科初第1497号）」を踏まえ、法令に則り、業務の改善及び勤務時間管理等を行い、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、応じて指導・是正を行う。

また、部活動指導員の任用・配置に当たって、適格な人材の確保に努めるとともに、研修等を実施し、資質や指導力の向上を図るよう努める。